

# 令和5年度区市町村向け補助事業一覧

—令和5年10月—

東京都環境局



# 目次

## I エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用による ゼロエミッションの実現

### ① 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化と水素エネルギーの普及拡大

|   |   |
|---|---|
| (拡充) ○ 地産地消型再エネ増強プロジェクト .....               | 1 |
| ○ 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業 (業務・産業部門) ..... | 2 |
| (拡充) ○ 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業 .....     | 3 |
| ○ 島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業 .....               | 4 |
| <b>【地域環境力活性化事業】</b>                         |   |
| ◇ 地産地消型等再生可能エネルギー電気・熱普及促進事業 .....           | 5 |
| ◇ 島しょ地域における再生可能エネルギー利用の促進事業 .....           | 7 |
| ◇ 再生可能エネルギー電気の利用拡大事業 .....                  | 8 |
| ◇ 水素エネルギーの都民への普及・浸透推進事業 .....               | 9 |

### ② ゼロエミッションビルの拡大

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| (新規) ○ スポーツ空間バージョンアップ補助金 .....        | 10 |
| ○ 東京都既存住宅省エネ改修促進事業 .....              | 11 |
| ○ 都市居住再生促進事業 .....                    | 12 |
| <b>【地域環境力活性化事業】</b>                   |    |
| (拡充) ◇ 簡易な省エネ改修促進事業 .....             | 13 |
| ◇ 省エネ家電リユース促進事業 .....                 | 14 |
| ◇ 地域の活動主体と連携した省エネ・再エネ普及啓発促進事業 .....   | 15 |
| ◇ 省エネルギー診断等を活用した中小規模事業所の省エネルギー対策事業 .. | 16 |
| ◇ 賢い節電のためのLED活用事業 .....               | 18 |
| ◇ グリーンリース普及促進事業 .....                 | 19 |
| ◇ 既存共同住宅の省エネルギー対策促進事業 .....           | 20 |

### ③ ゼロエミッションモビリティの推進

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| (新規) ○ EVバス・EVトラック導入促進補助事業 .....   | 21 |
| ○ 東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金 ..... | 22 |
| ○ 燃料電池バス導入促進補助事業 .....             | 23 |
| (拡充) ○ 充電設備普及促進事業 (区市町村向け) .....   | 24 |
| ○ ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業 .....       | 25 |
| (拡充) ○ 燃料電池自動車等の普及促進事業 .....       | 26 |
| <b>【地域環境力活性化事業】</b>                |    |
| ◇ 島しょ地域におけるZEV普及促進事業 .....         | 27 |
| ◇ ICT技術を活用した自転車シェアリングの普及促進事業 ..... | 28 |

#### ④ 持続可能な資源利用の実現

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| (新規) ○ 区市町村との連携による廃食用油有効利用促進事業 ..... | 30 |
| ○ プラ製容器包装等・再資源化支援事業 .....            | 31 |

##### 【地域環境力活性化事業】

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ◇ 食品ロス・リサイクル対策の推進事業 .....        | 32 |
| ◇ 使用済み紙おむつのリサイクル推進事業 .....       | 33 |
| ◇ リユース容器の活用促進事業 .....            | 34 |
| ◇ 事業系一般廃棄物対策支援事業 .....           | 35 |
| ◇ 地域の健全なりサイクルシステム維持支援事業 .....    | 36 |
| ◇ 資源循環対策における再資源化・適正処理の推進事業 ..... | 38 |
| ◇ 地域と連携した街の清掃美化推進事業 .....        | 40 |

#### ⑤ フロン排出ゼロに向けた取組

##### 【地域環境力活性化事業】

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| (拡充) ◇ フロン排出削減に向けた機器の適正管理等支援事業 ..... | 41 |
|--------------------------------------|----|

#### ⑥ 気候変動適応策の推進

##### 【地域環境力活性化事業】

|                           |    |
|---------------------------|----|
| (拡充) ◇ 暑さ対策推進事業 .....     | 42 |
| ◇ 地域気候変動適応計画の策定促進事業 ..... | 43 |

#### ⑦ 区市町村の脱炭素化に向けた計画策定支援

##### 【地域環境力活性化事業】

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| ◇ ゼロエミッションに向けた計画等の策定促進事業 ..... | 44 |
|--------------------------------|----|

## Ⅱ 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

|                 |    |
|-----------------|----|
| ○ 東京都森林病害虫等防除事業 | 45 |
|-----------------|----|

### 【地域環境力活性化事業】

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| ◇ 生物多様性保全のための計画策定又は生物基礎情報調査事業      | 46 |
| ◇ 外来種の積極的防除事業                      | 48 |
| ◇ 地域協議会と連携した自然公園の魅力向上事業            | 50 |
| ◇ 樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業   | 51 |
| ◇ 花と緑で潤う緑化推進事業                     | 52 |
| ◇ 江戸のみどり復活事業(生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業) | 53 |
| ◇ 生物多様性に配慮した緑地の利活用推進事業             | 54 |

## Ⅲ 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

### ① 大気環境等の更なる向上

|                    |    |
|--------------------|----|
| ○ 東京都アスベスト資格取得促進事業 | 56 |
|--------------------|----|

### 【地域環境力活性化事業】

|                           |    |
|---------------------------|----|
| (新規) ◇ アスベスト飛散防止対策適正化事業   | 57 |
| ◇ 災害時におけるアスベスト飛散防止対策の推進事業 | 58 |
| (拡充) ◇ 低VOC塗装等の普及促進事業     | 59 |
| (拡充) ◇ 地域における環境相談の対応力向上事業 | 60 |

### ② 廃棄物の適正処理の一層の促進

|                 |    |
|-----------------|----|
| ○ 東京都浄化槽設置事業補助金 | 61 |
|-----------------|----|

|                 |    |
|-----------------|----|
| ○ 廃棄物減量等推進費都補助金 | 62 |
|-----------------|----|

|                  |    |
|------------------|----|
| ○ 廃棄物処理施設整備費都補助金 | 63 |
|------------------|----|

### 【地域環境力活性化事業】

|                    |    |
|--------------------|----|
| ◇ 災害廃棄物処理計画の策定促進事業 | 64 |
|--------------------|----|

## Ⅳ 環境政策を横断的・総合的に推進する取組

### 【地域環境力活性化事業】

|            |    |
|------------|----|
| ◇ 環境学習推進事業 | 65 |
|------------|----|

## 拡充

|      |  |
|------|--|
| 補助金名 | 地産地消型再エネ増強プロジェクト   |
| 補助期間 | 令和2年度から令和5年度まで（助成金交付は令和6年度まで）  |
| 問合せ先 | <p>【助成制度全般についての問合せ】<br/>         東京都 環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課<br/>         03-5388-3745</p> <p>【助成金交付申請手続についての問合せ】<br/>         クール・ネット東京 創エネ支援チーム<br/>         03-5990-5067</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | <p>都内<sup>※1</sup>及び都外（東京電力管内<sup>※2</sup>）に設置する地産地消型の再生可能エネルギー発電等設備、再生可能エネルギー熱利用設備の整備費</p> <p>※1 自営線等によって離れた都内の施設で自家消費する場合の都内に設置する再生可能エネルギー発電設備も対象<br/>         ※2 都内事業所等への環境価値還元などの条件あり</p>   |
| 補助要件 | <p>○再エネ発電等設備<br/>         • FIT制度又はFIP制度の設備認定を受けない設備であること<br/>         • 年間発電量が、ひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内であること 等</p> <p>○再エネ熱利用設備<br/>         • 太陽熱利用の場合、集熱器総面積が10m<sup>2</sup>以上であること 等</p>   |
| 補助率等 | <p>①再エネ発電設備・再エネ熱利用設備<br/>         中小企業等・区市町村：2／3以内（上限額1億円）<br/>         その他：1／2以内（上限額7,500万円）</p> <p>②蓄電池<br/>         中小企業等：3／4以内（上限額1億円<sup>※3</sup>又は450万円<sup>※4</sup>）<br/>         区市町村：2／3以内（上限額1億円<sup>※3</sup>）<br/>         その他：1／2以内（上限額7,500万円<sup>※3</sup>又は300万円<sup>※4</sup>）</p> <p>※3 ①と同時設置の場合。①+②の上限額。<br/>         ※4 ②単独設置の場合。</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助金名 | 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）   |
| 補助期間 | 令和3年度から令和7年度まで   |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課<br/>           03-5388-3741</p> <p>【補助金交付申請手続等についての問合せ】<br/>           クール・ネット東京 事業支援チーム<br/>           03-5990-5085</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 業務・産業用燃料電池の導入に必要な経費（設計費、設備費、工事費及び諸経費）  |
| 補助要件 | ・水素エネルギーに関する普及啓発を実施すること 等  |
| 補助率等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助率<br/>対象経費の2／3以内</li> <li>○補助上限額<br/>5kW超：3億3,300万円<br/>1. 5kW超～5kW以下：1,300万円<br/>※国等補助額を全額控除</li> </ul> |

## 拡充

|      |  |
|------|--|
| 補助金名 | 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業   |
| 補助期間 | 令和3年度から令和7年度まで   |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般についての問合せ】<br/>東京都 環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課<br/>03-5388-3741</p> <p>【補助金交付申請手続等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 事業支援チーム<br/>03-5990-5089</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 再生可能エネルギー由来水素活用設備、純水素燃料電池及び水素燃料ボイラーの導入に必要な経費（設計費、設備費、工事費及び諸経費）  |
| 補助要件 | <ul style="list-style-type: none"><li>再生可能エネルギー由来水素活用設備を設置する場合は、燃料電池自動車、燃料電池バス、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラック、純水素型燃料電池又は水素燃料ボイラーを、当該設備を設置する事業所等に導入すること</li><li>再生可能エネルギー由来水素等に関する普及啓発を実施すること 等</li></ul>  |
| 補助率等 | <p>【再生可能エネルギー由来水素活用設備】<br/><input type="radio"/> 補助率<br/>対象経費の1／2</p> <p><input type="radio"/> 補助上限額<br/>3億7,000万円</p> <p>【純水素型燃料電池】<br/><input type="radio"/> 補助率<br/>対象経費の2／3</p> <p><input type="radio"/> 補助上限額<br/>3. 5kW超：8,700万円/台<br/>3. 5kW以下：1,600万円/台</p> <p>【水素燃料ボイラー】<br/><input type="radio"/> 補助率<br/>対象経費の2／3</p> <p><input type="radio"/> 補助上限額<br/>相当蒸発量1,000kg/時間超：4,500万円/台<br/>相当蒸発量1,000kg/時間以下：3,500万円/台</p> <p>※いずれも国等補助額を全額控除</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業   |
| 補助期間 | 令和4年度から令和5年度まで（助成金交付は令和6年度まで）   |
| 問合せ先 | <p>【助成制度全般についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課<br/>           03-5388-3745</p> <p>【助成金交付申請手についての問合せ】<br/>           クール・ネット東京 創エネ支援チーム<br/>           03-5990-5067</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 町村公共施設・事業所・住宅等における太陽光発電設備及び蓄電池の導入に係る経費   |
| 補助要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定価格買取制度の設備認定を受けない設備であること</li> <li>・系統負荷軽減に資すること</li> <li>・発電により得られる環境価値を都に帰属すること 等</li> </ul> |
| 補助率等 | 対象経費の3／4以内   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>地産地消型等再生可能エネルギー電気・熱普及促進事業</b>   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>           03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>           クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>           03-5990-5069</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・域外に保有する公共施設等に再生可能エネルギー発電設備を設置し、そこで発電した再生可能エネルギー電力を送電線等を介して域内の公共施設へ供給する取組に必要な費用等</li> <li>・都民が身近に感じることのできる場所に設置する先進的な再生可能エネルギーの導入費用等</li> </ul>  |
| 補助要件 | <p><b>【地産地消型等の再生可能エネルギーの導入を促進する取組】</b><br/>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア (1)から(7)までのいずれかの再生可能エネルギーについて、<br/>   ①～⑤のいずれかの取組を実施すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1)太陽光発電・太陽熱利用(2)地中熱利用(3)間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用(4)小水力発電(5)小型風力発電<br/>   (6)温度差熱利用(7)地熱発電（温泉利用）</p> <p style="margin-left: 2em;">① 地産地消型再生可能エネルギー設備の導入を補助する取組を実施すること。<br/>   ②ポータブル太陽光発電設備（照明機能を備えたポータブルソーラーランタンを含む。）又はポータブル蓄電池について、住民が購入する場合の補助又はイベント等での住民への配布を行うこと。<br/>   ③ (1)太陽光発電・太陽熱利用(2)地中熱利用について、ソーラー屋根台帳及び地中熱ボテンシャルマップのデータを活用した取組を実施すること。<br/>   ④ (3)間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用について、各区市町村の区域内外での木質バイオマスの流通を推進する仕組みを構築すること。<br/>   ⑤ 域外に保有する公共施設等に再生可能エネルギー発電設備を設置し、そこで発電した再生可能エネルギー電力を送電線等を介して域内の公共施設へ供給する取組を実施すること。</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、地産地消型再生可能エネルギーの利用の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> <p>※ ①については、必要に応じて、当該再生可能エネルギー発電設備と同時に蓄電池の設置を行うこと（既設再エネ発電設備への設置も含む）。</p> <p>※ ⑤を実施するに当たっては、事前に実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと（既に実施している場合を除く。）。</p> <hr/> <p><b>【再生可能エネルギー見える化事業】</b><br/>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 区市町村が実施する再生可能エネルギーの導入を促進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) バス停へのソーラーパネル、壁面へのソーラーパネル（薄膜型含む）、ソーラーカーポート、ソーラーロードのいずれかを導入し、再生可能エネルギーを見える化することで、理解増進を図ること。</p> <p>(イ) 必要に応じて、(ア)の再生可能エネルギー発電設備と同時に蓄電池の設置を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、再生可能エネルギーに関する普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>島しょ地域における再生可能エネルギー利用の促進事業</b>   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 島しょ地域における再生可能エネルギー利用に係る需給調査及び実施手法の検討費用等   |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 島しょ地域において、環境確保条例第2条第4号の3に規定するエネルギー（以下、「再生可能エネルギー」という。）の利用を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 再生可能エネルギーの利用に係る各町村の区域内の需給調査、実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと。</p> <p>(イ) 島内の電力系統の安定のため、再生可能エネルギー発電設備と一体で電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び充電設備のいずれかを導入すること。ただし、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る費用は本事業の補助対象外とする。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、島しょ地域における再生可能エネルギーの利用の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>再生可能エネルギー電気の利用拡大事業</b>  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 再エネ電気を地域で活用するための取組又は地域新電力等による再エネ電気の導入拡大を推進する取組に必要な経費  |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 再エネ電気の利用拡大を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（民間企業等と連携したものも含む。）を実施すること。</p> <p>(ア) 再エネ電気（再エネ指定の非化石証書等の環境価値があるだけでなく、FIT電源や非FIT再エネ電源である電気）を地域で活用するための取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>① 再エネ電気について、各区市町村域内に供給し、活用するための検討調査等の取組を実施すること。</p> <p>② 取組の実施に当たって、事前に実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと。</p> <p>(イ) 地域新電力等による再エネ電気の利用拡大を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>① 地域新電力等を創設するために必要な調査を実施すること。ただし、既に同様の調査を実施している場合は除く。</p> <p>② 再エネ電気の供給に係る、各区市町村域内の電気の供給先と電気の供給元（発電事業者（姉妹都市等の発電所を含む。）をいう。）の調整に関する検討等を行うこと。</p> <p>③ 地域新電力等が供給する再エネ電気について、環境性能等に関する啓発を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、再エネ電気の利用拡大に必要な普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2<br>(※)再エネ由来電気に関係する設備導入、電気料金に関しては対象としない。   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 【地域環境力活性化事業】<br>水素エネルギーの都民への普及・浸透推進事業   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 都民を対象に実施する水素エネルギー普及啓発のための取組を実施するために必要な経費  |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア Tokyoスイソ推進チームへの加入を条件とし、都民を対象に実施する水素エネルギー普及啓発のための取組（① セミナー、シンポジウム、講習会、② 小科学実験やFCV試乗会等、水素エネルギーを活用するイベント、③ パネル等の作成、展示）を実施すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | スポーツ空間バージョンアップ補助金                                       |
| 補助期間 | 令和5年度から令和7年度まで  |
| 問合せ先 | 東京都 生活文化スポーツ局 スポーツ総合推進部 スポーツ課<br>利用調整担当<br>03-5388-3647 |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | スポーツ施設における暑さ対策及び省エネ対策のための工事費及び備品整備費<br>(一部対象外経費あり)  |
| 補助要件 | <p>○区市町村が、スポーツ施設において暑さ対策や省エネ対策を目的として改修等を行う場合の工事費及び備品整備費を対象とする。<br/>(主な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暑さ対策：体育館への空調新設、屋外運動場への散水設備設置等</li> <li>・省エネ対策：空調の高効率化、照明のLED化等</li> </ul> <p>○補助事業完了後には、スポーツ団体や地域住民に対して様々な広報手段を利用し周知するとともに、スポーツイベントを誘致・実施する等、積極的に活用すること。</p> |
| 補助率等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費の1／2（ただし、国庫補助等を併用する場合は1／3）</li> <li>・限度額は、1施設当たり5,000万円</li> </ul>  |

|      |  |
|------|--|
| 補助金名 | 東京都既存住宅省エネ改修促進事業                                   |
| 補助期間 | 令和4年度から令和6年度まで（予定）                                 |
| 問合せ先 | 東京都 住宅政策本部 民間住宅部 計画課<br>脱炭素化施策推進担当<br>03-5320-5459 |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 既存住宅の省エネ診断、省エネ化のための計画の策定、省エネ改修に掛かる経費  |
| 補助要件 | <p>（民間既存住宅の所有者等が行うア、イ及びウの行為について、補助対象とする）</p> <p>ア 住宅の省エネ診断</p> <p>イ 住宅に係る省エネ化のための計画の策定</p> <p>ウ 住宅の省エネ改修に関する事業で次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けているもの</p> <p>(イ) 住宅全体でアの要件を満たさない場合にあっては、改修部分が省エネ基準又はZEH水準に相当する工事であって、複数の開口部の改修を含むもの</p> <p>※ ウにあっては、耐震基準に適合しているもの又は本改修に併せて耐震改修を行うことが確認できるものに限る。</p> |
| 補助率等 | <p>【省エネ診断及び省エネ化のための計画の策定】<br/>経費の1／3又は区市町村負担額×2のうちの低い金額以内</p> <p>【省エネ改修（戸建住宅等）】<br/>経費の11.5%又は区市町村負担額×2のうちの低い金額以内</p> <p>【省エネ改修（マンション）】<br/>経費の1／6又は区市町村負担額×2のうちの低い金額以内</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 都市居住再生促進事業  |
| 補助期間 | 各年度ごと実施   |
| 問合せ先 | 東京都 住宅政策本部 民間住宅部 マンション課<br>マンション建替え支援担当<br>03-5320-4941 |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生に資すると認められる建替えや省エネ等の既存ストックの改修、共同化事業を行う民間事業者に対し、区市町村が補助を行う場合、都として事業費の一部を補助<br>(共同施設整備費、調査設計計画費、土地整備費)   |
| 補助要件 | <p>(タイプ毎の主な要件は、以下のとおり)</p> <p>○都心居住推進タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2以上の地権者が所有する敷地の共同化を図り、10戸以上の住宅を供給する事業及び認定住宅を30戸以上供給する事業。対象地域は、センターコアエリア及び特定促進地区。</li> </ul> <p>○市街地再整備促進タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地再開発事業の面的な市街地整備を行う地区として位置付けられた駅近接地域であること。</li> <li>・2以上の地権者が所有する敷地の共同化を図り、10戸以上の住宅を供給する事業。対象地域は、重点供給地域（センター・コア・エリア及び特定促進地区を除く。）</li> </ul> <p>○マンション建替えタイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺市街地整備に寄与する事業で、従前の区分所有者が10人以上、建替え決議若しくは売却決議等を行うなど条件を満たすマンション建替え事業。<br/>対象地域は、重点供給地域。</li> </ul> <p>○既存ストック再生タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10名以上の区分所有者がいること。</li> <li>・耐用年数の2分の1を経過している住宅・建築物で行われる。</li> <li>・延べ面積の1／2以上が住宅。</li> <li>・各戸が床面積50m<sup>2</sup>（単身用25m<sup>2</sup>）以上かつ2以上の居住室を有する。</li> <li>・耐震改修、アスベスト改修を行う。（地震に対して安全な構造、アスベストが存在しないことが明らかなものを除く）</li> <li>・バリアフリー改修、省エネ改修などいずれかの改修を行うなどの条件を満たす改修事業。</li> <li>・対象地域は、東京都全域。</li> </ul> |
| 補助率等 | 負担割合：国1／3、都1／6、区市町村1／6、事業者等1／3  |

## 拡充

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 【地域環境力活性化事業】簡易な省エネ改修促進事業  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 溫暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 住宅向けの省エネに資する製品を用いた簡易な改修に必要な経費  |
| 補助要件 | <p>(以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 住宅向けの省エネに資する次の製品を用いた簡易な改修費用（工事費が発生する場合は、工事費も含む。）を補助すること。</p> <p>(ア) 断熱<br/>断熱シート・断熱フィルム、断熱塗料 等</p> <p>(イ) 節湯<br/>節湯型シャワーヘッド 等</p> <p>※ 対象となる簡易な省エネ製品は、都が定める要件又は都と協議の上、区市町村が定める要件を満たすものとする。</p> <p>イ 近隣のホームセンター等に対し、アの取組の内容を周知するとともに、来店者等への対象製品等の案内を依頼するよう努めること。</p> <p>ウ 住民に対し、対象製品や近隣のホームセンター等に関する情報など事業内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2  |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 【地域環境力活性化事業】省エネ家電リユース促進事業   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 家庭における省エネ性能の高いエアコン又は冷蔵庫のリユース品の購入及び設置に必要な経費を助成する区市町村の負担金   |
| 補助要件 | <p>(以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 次の要件を満たすリユース品を購入した個人に対し、機器の購入費及び工事費を補助すること。</p> <p>(ア) エアコン<br/>目標年度2010年度における省エネ基準達成率が114%以上である家庭用壁掛けエアコンであること。</p> <p>(イ) 冷蔵庫<br/>目標年度2021年度における省エネ基準達成率が100%以上である電気冷蔵庫であること。</p> <p>イ 近隣のリユース家電販売店に対し、アの取組の内容を周知するとともに来店者等への対象製品等の案内を当該販売店に依頼するよう努めること。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>エ 住民に対し、対象製品や近隣のリユース家電販売店に関する情報など事業内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>地域の活動主体と連携した省エネ・再生エネ普及啓発促進事業</b>  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 地域に密着した団体（町会、商店会、ボランティア団体、NPO、小中学校、幼稚園、マンション管理組合等）や地元企業と連携し、家庭における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用拡大の取組の推進に必要な経費  |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 家庭における、節電その他の省エネルギー対策や再生可能エネルギー利用拡大を推進する取組であって、地域に密着した団体（町会、商店会、ボランティア団体、NPO、小中学校、幼稚園、マンション管理組合や地元企業等）と連携し、地域ぐるみの取組を促す普及啓発であること。（動画配信、ネット広告、イベント・ウェビナー等を含む）</p> <p>イ アの取組の実施によるエネルギー消費量（電気、ガス及び灯油の使用量）及びCO2排出量の削減効果を集計するなど、取組効果の検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策や再生可能エネルギー利用拡大に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1/2<br>(区市町村が行う省エネ再エネ設備に対する補助事業に係る経費は補助対象外とする。)  |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】</b><br>省エネルギー診断等を活用した中小規模事業所の省エネルギー対策事業   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 省エネルギー診断の受診を通じた中小規模事業所の省エネ対策の実施に必要な経費   |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 中小規模事業所における、節電その他の省エネルギー対策を実施する事業者で組織される団体との連携により行う取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア)次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 中小規模事業所所有者等であって、かつ、中小企業等である者に対し、節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。<br/>この場合において、設置等をする設備・機器は、東京都地球温暖化防止活動推進センター、一般財団法人省エネルギーセンター、区市町村又は都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者（「地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業」の省エネ対策サポート事業者を含む）が実施する省エネルギー診断に基づき設置する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器であること。</p> <p>② 中小規模事業所の所有者等であって、かつ、中小企業等である者に対し、一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション21の認証取得（新規又は更新）の補助を行うこと。</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>(1) 必要に応じて、ア(ア)①により創出した事業所等における特定温室効果ガス排出量の削減量を活用し、都内中小クレジットを創出する取組を行うこと。この場合においては、都内中小クレジットの申請等に係る業務を行う事業者（以下「支援事業者」という。）を公募するとともに、支援事業者に対し次の事項を実施させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 都内中小クレジットの発行に当たり、中小規模事業所所有者等が行うべき手続を支援すること。</li> <li>② ①により支援事業者が都内中小クレジットの発行を受けることについて、中小規模事業所所有者等から同意を得ること。</li> <li>③ 中小規模事業所所有者等に対し、②により発行を受けた都内中小クレジットの量に応じた対価の支払その他のメリットを提供すること。</li> <li>④ ②により発行を受けた都内中小クレジットを大規模事業所（中小規模事業所以外の事業所をいう。）の所有者等へ販売することで、地域内等での排出量取引の促進に努めること。</li> </ul> <p>イ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO2排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに各区市町村の区域内の中小企業等を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 【地域環境力活性化事業】賢い節電のためのLED活用事業   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p>   |
| 補助対象 | 家庭における既設の照明器具等のLED照明器具等への交換に必要な経費等<br>(※) 共同住宅における取組も補助対象   |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 家庭における、既設の照明器具等からLED照明器具等への交換を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 既設の照明器具等は、LEDを使用した製品以外であること。<br/>(イ) LED照明器具等は、既設の照明器具等よりも省エネルギー効果が高いものであること。</p> <p>イ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO2排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1/2   |

|      |  |
|------|--|
| 補助金名 | 【地域環境力活性化事業】グリーンリース普及促進事業  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)   |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p>  |
| 補助対象 | <p>中小規模事業所のうちテナントビルにおいて、ビルオーナーとテナントが協働して省エネ行動・省エネ改修に取り組むグリーンリース(※)の普及を図るために必要な経費</p> <p>(※)ビルオーナーとテナントが協働し、不動産の省エネなどの環境負荷の低減や執務環境の改善について契約や覚書等によって自主的に取り決め、取り決め内容を実践すること。</p>  |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 中小テナントビルの所有者であって、かつ、中小企業等であるビルオーナーに対し、テナントとのグリーンリース契約を条件に、省エネルギーに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO2排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、東京都が発行する「グリーンリース実践の手引き」を活用するなど各区市町村の区域内の中小企業等を対象としたグリーンリースに係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2  |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>既存共同住宅の省エネルギー対策促進事業</b>   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>           03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>           クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>           03-5990-5069</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 管理組合等との連携による既存共同住宅の共用部分の省エネの推進のために必要な経費<br>(※)機器の導入経費については、補助対象外  |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 既存の共同住宅の共用部分における節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 共同住宅の所有者又は管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律68号）第3条に規定する団体をいう。以下同じ。）と連携したこと。</p> <p>(イ) 共同住宅の所有者又は管理組合に対して、節電その他の省エネルギー対策に係る助言又は指導を行うため、コンサルタントを派遣すること。</p> <p>イ アの取組によるエネルギー消費量及びCO2排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、区市町村の区域内の既存の共同住宅の所有者及び管理組合を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2   |

|      |  |
|------|--|
| 補助金名 | EVバス・EVトラック導入促進補助事業  |
| 補助期間 | 令和5年度から令和8年度まで（申請受付期間）   |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課<br/>           03-5388-3746</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>           クール・ネット東京 モビリティチーム<br/>           03-5990-5068</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | EVバス、PHEVバス、EVトラック、PHEVトラックを購入する費用  |
| 補助要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和5年4月1日以降に初度登録されたEVバス、PHEVバス、EVトラック、PHEVトラック（中古は除く。）</li> <li>• リース又は割賦購入も対象</li> <li>• 車検証上の使用の本拠、使用者の住所が都内であること。</li> </ul> |
| 補助率等 | 同等燃費水準車（ディーゼル車）の車両価格との差額<br>（上限額2,300万円）<br>※国補助併給時は国補助額を控除   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金                        |
| 補助期間 | 令和4年度から令和8年度まで                                    |
| 問合せ先 | 東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課<br>地域公共交通担当<br>03-5388-3398 |

|            |   |                    |      |                    |          |      |                    |       |      |                    |
|------------|---|--------------------|------|--------------------|----------|------|--------------------|-------|------|--------------------|
| 補助対象       | 環境改善に資する車両（ZEV）の購入費   |                    |      |                    |          |      |                    |       |      |                    |
| 補助要件       | <p><b>【補助対象事業】</b><br/>区市町村等が実施する路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の新規導入に係る事業、再編に係る事業及び車両更新事業</p> <p><b>【実施主体】</b><br/>区市町村（ただし区市町村は、補助事業の運営を他の団体等に委託、助成、協定締結による共同実施等により補助事業の実施をすることができる）</p> <p><b>【補助対象経費】</b><br/>国庫補助金その他の補助金等の交付を受けている場合は、これを除いた額を補助対象経費とする</p> <p><b>【その他の要件】</b><br/>担当課に確認</p> |                    |      |                    |          |      |                    |       |      |                    |
| 補助率等       | <p>購入費の1／2</p> <table> <tr> <td>新規導入に係る購入費</td> <td>：上限額</td> <td>1路線・1区域あたり26,800千円</td> </tr> <tr> <td>再編に係る購入費</td> <td>：上限額</td> <td>1路線・1区域あたり26,800千円</td> </tr> <tr> <td>車両更新費</td> <td>：上限額</td> <td>1路線・1区域あたり13,400千円</td> </tr> </table>                                     | 新規導入に係る購入費         | ：上限額 | 1路線・1区域あたり26,800千円 | 再編に係る購入費 | ：上限額 | 1路線・1区域あたり26,800千円 | 車両更新費 | ：上限額 | 1路線・1区域あたり13,400千円 |
| 新規導入に係る購入費 | ：上限額  | 1路線・1区域あたり26,800千円 |      |                    |          |      |                    |       |      |                    |
| 再編に係る購入費   | ：上限額  | 1路線・1区域あたり26,800千円 |      |                    |          |      |                    |       |      |                    |
| 車両更新費      | ：上限額  | 1路線・1区域あたり13,400千円 |      |                    |          |      |                    |       |      |                    |

|      |  |
|------|--|
| 補助金名 | 燃料電池バス導入促進補助事業   |
| 補助期間 | 令和3年度から令和7年度まで   |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課<br/>           03-5388-3746</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>           クール・ネット東京 モビリティチーム<br/>           03-5990-5068</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 燃料電池バスの導入に要する経費   |
| 補助要件 | 車検証上の使用の本拠が都内であること 等  |
| 補助率等 | <p>①基本補助額<br/>           助成対象経費の3分の2の額から2,000万円を差し引いた額（国補助等を併用する場合）<br/>           （上限5,000万円）</p> <p>②上乗せ補助額<br/>           • 5年度以内に5台以上純増させる計画書を提出する場合：上限2,000万円<br/>           • 都内の営業所等に定置式水素ステーションの整備、誘致を図り、商用の目的で運用する場合：上限2,000万円</p> |

# 拡充

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 充電設備普及促進事業（区市町村向け）  |
| 補助期間 | 令和2年度から令和6年度まで  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般についての問合せ】<br/>東京都 環境局 気候変動対策部 家庭エネルギー対策課<br/>03-5388-3709</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 都市エネ促進チーム<br/>03-5990-5159</p> |

| 補助対象       | 目的地充電として公共用充電設備を設置した場合の導入経費（設備購入費、設備工事費）と運営経費（維持管理費及び電気基本料金）  |  |        |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |
|------------|---|--|--------|--|------|------|------------|-----|-------|--------|----------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|---------|-------|-------|---------------------------|---------|------|------------|--------|-------|-------|-------|--|-------|--|-----|--------|--------------|-------|-------|--|--|--|
| 補助概要       | <p>対象機器に対して、設備の購入費及び工事費と、3～5年間の運営費を補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th>対象設備</th> <th>補助額（上限額）※5</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">設備購入費</td> <td>超急速充電器</td> <td rowspan="3">補助対象経費と国補助額の差額（機種に応じた上限あり）</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>急速充電器</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>普通充電器</td> <td>1/2 ※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設備工事費</td> <td>超急速充電器</td> <td>1,600万円</td> <td rowspan="3">10/10</td> </tr> <tr> <td>急速充電器</td> <td>6万円/kw or 309万円（いずれか低いほう）</td> </tr> <tr> <td>普通充電器※1</td> <td>81万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">受変電設備改修費※3</td> <td>超急速充電器</td> <td rowspan="3">435万円</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>急速充電器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通充電器</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運営費</td> <td>超急速充電器</td> <td>維持管理費 40万円/年</td> <td rowspan="3">10/10</td> </tr> <tr> <td>急速充電器</td> <td>電気料金※4<br/>超急速充電 310万円/年<br/>急速充電 60万円/年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 機械式駐車場に設置する場合は上限171万円。2基目以降は「基数×40万円（機械式駐車場の場合は基数×86万円）」。<br/>     ※2 国補助を併用して全額補助<br/>     ※3 充電設備の合計出力が50kW以上であること<br/>     ※4 再生可能エネルギーを利用することが条件<br/>     ※5 小型EVトラック用充電設備導入促進事業は、上限額が異なる。</p> |  |        |  | 対象経費 | 対象設備 | 補助額（上限額）※5 | 補助率 | 設備購入費 | 超急速充電器 | 補助対象経費と国補助額の差額（機種に応じた上限あり） | 10/10 | 急速充電器 | 10/10 | 普通充電器 | 1/2 ※2 | 設備工事費 | 超急速充電器 | 1,600万円 | 10/10 | 急速充電器 | 6万円/kw or 309万円（いずれか低いほう） | 普通充電器※1 | 81万円 | 受変電設備改修費※3 | 超急速充電器 | 435万円 | 10/10 | 急速充電器 |  | 普通充電器 |  | 運営費 | 超急速充電器 | 維持管理費 40万円/年 | 10/10 | 急速充電器 | 電気料金※4<br>超急速充電 310万円/年<br>急速充電 60万円/年 |  |  |
| 対象経費       | 対象設備  | 補助額（上限額）※5                             | 補助率    |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |
| 設備購入費      | 超急速充電器  | 補助対象経費と国補助額の差額（機種に応じた上限あり）             | 10/10  |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |
|            | 急速充電器   |  | 10/10  |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |
|            | 普通充電器   |  | 1/2 ※2 |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |
| 設備工事費      | 超急速充電器  | 1,600万円                                | 10/10  |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |
|            | 急速充電器   | 6万円/kw or 309万円（いずれか低いほう）              |        |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |
|            | 普通充電器※1   | 81万円                                   |        |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |
| 受変電設備改修費※3 | 超急速充電器  | 435万円                                  | 10/10  |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |
|            | 急速充電器   |  |        |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |
|            | 普通充電器   |  |        |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |
| 運営費        | 超急速充電器  | 維持管理費 40万円/年                           | 10/10  |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |
|            | 急速充電器   | 電気料金※4<br>超急速充電 310万円/年<br>急速充電 60万円/年 |        |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |
|            |   |  |        |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |
| 補助要件       | <p>(1) 充電設備導入への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国補助の交付対象となっている設備(超急速充電器を含む)であること</li> <li>・未使用であること 等</li> </ul> <p>(2) 充電設備運営への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超急速又は急速充電設備であること</li> <li>・電気基本料金は、再生可能エネルギー100%電力を利用すること等</li> </ul>  |  |        |  |      |      |            |     |       |        |                            |       |       |       |       |        |       |        |         |       |       |                           |         |      |            |        |       |       |       |  |       |  |     |        |              |       |       |  |  |  |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業  |
| 補助期間 | 令和3年度から令和5年度まで  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課<br/>           03-5388-3746</p> <p>【補助金交付申請手続等についての問い合わせ】<br/>           クール・ネット東京 モビリティチーム<br/>           03-5990-5068</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | ZEV（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車）中古車本体の購入に要する費用   |
| 補助要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国補助の交付対象車両であること</li> <li>・自動車検査証の使用的本拠の位置が、都と協定を締結した島しょ地域町村内であること</li> <li>・個人から購入した車両でないこと 等</li> </ul> |
| 補助率等 | 30万円／台（上限額）  |

## 拡充

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 燃料電池自動車等の普及促進事業   |
| 補助期間 | 令和4年度から令和12年度まで   |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般についての問合せ】<br/>東京都 環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課<br/>03-5388-3746</p> <p>【補助金交付申請手続等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 モビリティチーム<br/>03-5990-5068</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 燃料電池自動車（FCV）及び燃料電池自動車等用の外部給電器の購入に要する費用   |
| 補助要件 | <ul style="list-style-type: none"><li>・新規の購入又はリースが対象</li><li>・車検証上の使用の本拠が都内にあること 等</li></ul>   |
| 補助額等 | <p>&lt;FCV&gt;</p> <p>①基本補助額<br/>給電機能有：110万円 給電機能無：100万円</p> <p>②自動車メーカー別の上乗せ補助額<br/>販売実績により最大10万円上乗せ</p> <p>③再生可能エネルギー電力導入による上乗せ補助額<br/>再エネ100%電力契約又は太陽光発電設備設置で25万円上乗せ</p> <p>④高額車両（税抜840万円以上）における補助額<br/>①～③の合計額に0.8を乗じた額</p> <p>※国補助併給可</p> <p>&lt;外部給電器&gt;</p> <p>機器購入費の1／2 (上限40万円)</p> <p>※国補助併給時は国補助額を控除</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>島しょ地域におけるZEV普及促進事業</b>  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>           03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>           クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>           03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 島しょでのZEV普及促進のための取組の実施に必要な経費  |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 島しょ自治体が島民向けにZEV普及を図るための下記(ア)～(ウ)の取組を実施すること。</p> <p>(ア) 島民向け充電インフラ整備（集合住宅を除く）に係る助成（購入費・工事費）<br/>           (イ) 町村において外部給電器の導入<br/>           (ウ) ZEV普及に係る普及啓発経費</p> <p>イ 実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ ZEVに関する普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2<br>(外部給電器の購入に要する経費について、1台当たり800,000円を上限とする。)   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>ICT技術を活用した自転車シェアリングの普及促進事業</b>  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 自転車シェアリングシステム導入に必要な経費<br>(システム開発費、自転車シェアリング設備の設置工事に係る経費は補助対象外)   |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 自転車シェアリングシステムを導入する(実証期間を含め、4年以内の本格導入を見込む)取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 自転車シェアリングシステムの導入に係る計画の策定、調査又は事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>(イ) 導入する自転車シェアリングシステムは、他の区市町村との連携による相互利用が可能な汎用性の高いものであり、かつ、解錠、個人認証等の管理については、交通系ICカード、スマートフォン等を用いて簡便に自転車を利用できる方式を採用すること。</p> <p>(ウ) 海外からの来訪者でも容易に利用できるような環境整備（多言語対応）を行うこと。</p> <p>(エ) 必要に応じて、歩行者の安全対策、放置自転車の誘発防止対策、利用者に対する自転車のルール・マナーの普及啓発など、自転車シェアリング運営事業者ではなく区市町村が地域の行政課題として対応するべき取組を実施すること。</p> <p>(オ) 「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が令和元年9月に改正されたことを踏まえ、事業者が自転車損害賠償保険等に加入していること。</p> <p>(カ) より便利な交通サービスを提供するというMaaSの考えを踏まえ、乗換案内アプリ等への情報提供を検討すること。</p> <p>(キ) 都外自治体等との連携による相互利用を行い都外自治体に自転車が流出・滞留した際に、都の補助金であることを踏まえ、運用上の一定の対応を行うこと。（定期的に自転車を都内に再配置する等）</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助要件 | <p>イ アの取組によるエネルギー消費量等及びCO2排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、自転車シェアリングに係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>  |
| 補助率等 | <p>事業の実施に必要な経費の1／2<br/>     (ただし、システム開発費、自転車シェアリング設備の設置工事に係る経費は補助対象外)</p> <p>※ 補助対象経費の上限<br/>     ソフト事業（計画策定・安全利用普及啓発等）…10,000千円<br/>     ハード事業（設備、安全対策等）…100,000千円（合算）</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助金名 | 区市町村との連携による廃食用油有効利用促進事業  |
| 補助期間 | 令和5年度  |
| 問合せ先 | <p>【補助事業について】<br/>           東京都 環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課<br/>           区市町村支援担当<br/>           03-5388-3581</p> <p>【申請について】<br/>           東京都 環境局 資源循環推進部 計画課<br/>           計画担当（一般廃棄物対策課区市町村支援担当兼務）<br/>           03-5388-3593</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | <p>以下の補助事業に要する経費（新規事業の経費又は既存の事業を拡充する場合はその拡充部分の経費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃食用油の有効利用推進事業</li> <li>・廃食用油の地域における健全なリサイクルシステム維持支援事業</li> <li>・家庭における取組の支援事業</li> </ul> |
| 補助要件 | <p>区市町村による地域住民等と連携した取組又は地域の実情に応じた取組を含む事業であって、廃食用油の効果的な再資源化が図られる事業として、上記「補助対象」に該当する取組を実施</p> <p>※各事業の要件は、東京都区市町村との連携による廃食用油有効利用促進事業実施要綱に規定</p>  |
| 補助率等 | 補助率10／10<br>(1自治体あたり2,000,000円を上限とする)  |

|      |  |
|------|--|
| 補助金名 | プラスチック容器包装等・再資源化支援事業                                 |
| 補助期間 | 令和2年度から令和8年度まで<br>(スタートアップ支援(4年間)、レベルアップ支援(2年間))     |
| 問合せ先 | 東京都 環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課<br>区市町村支援担当<br>03-5388-3581 |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | <p>【スタートアップ支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>準備経費（調査費等）、分別収集経費（収集運搬費・中間処理費）</li> </ul> <p>【レベルアップ支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レベルアップに資するソフト・ハードの取組</li> </ul>   |
| 補助要件 | <p>【スタートアップ支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチックの分別収集の導入</li> </ul> <p>【レベルアップ支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチックの分別収集を実施している自治体において分別収集のレベルアップを実施</li> </ul>  |
| 補助率等 | <p>【スタートアップ支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>準備支援（調査費等）(1/2)</li> <li>分別収集支援<br/>補助率 事業開始月から数えて1年間：1/2<br/>事業開始月から数えて2年目から3年目未満：1/3<br/>事業開始月から数えて3年目から4年目未満：1/4</li> </ul> <p>補助単価 容リプラ：800円／人<br/>製品プラ：500円／人<br/>同時実施：1,300円／人</p> <p>【レベルアップ支援】<br/>補助率 1/2</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>食品ロス・リサイクル対策の推進事業</b>   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 住民、NPO、事業者で組織される団体等との連携による食品ロス削減対策や事業系食品廃棄物対策を推進するために必要な経費   |
| 補助要件 | <p>(以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 食品ロス削減対策や事業系食品廃棄物対策を推進する取組であって、住民、事業者で組織される団体、NPO等（フードバンク、社会福祉団体を含む。）との連携により、次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 家庭や事業者に対する食品ロスを削減する取組であって、次の①又は②のいずれかの要件を満たすものを実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般廃棄物における家庭系及び事業系の食品ロスの実態に係る調査、事業の実施、費用対効果の検証その他必要な取組を実施すること。</li> <li>② 生活困窮者等向けに未利用食品の提供を行う団体の活動支援（食品の配達経費等）を行うこと。</li> </ul> <p>(イ) 食品廃棄物の発生抑制及びリサイクルを推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業系食品廃棄物のリサイクル又は排出抑制に係る指導又は助言を実施すること。</li> <li>② 必要に応じて、事業系食品廃棄物のリサイクルに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。</li> </ul> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条に基づく食品ロス削減推進計画など、食品ロスの削減又は食品廃棄物発生抑制及びリサイクルを実施するための計画を策定すること。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、食品ロス対策等の推進に向けた普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | <p>事業の実施に必要な経費の1／2（※）</p> <p>(※)なお、食品ロス・リサイクル対策には、賞味期限・消費期限が短い食品のロスを削減する取組（業務用冷蔵庫・冷凍庫や輸送の際の保冷車、食品の入出庫管理機器の導入などのハード面や、保険への加入や食品衛生責任者の資格取得などのソフト面の支援）などを含む。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>使用済み紙おむつのリサイクル推進事業</b>  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>           03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>           クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>           03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 使用済み紙おむつのリサイクルを推進する取組を実施するために必要な経費   |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 使用済み紙おむつのリサイクルを推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 使用済み紙おむつリサイクル推進事業に向けた調査の実施<br/>           (イ) 使用済み紙おむつリサイクル推進事業に係る検討会の開催</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組内容を周知するとともに、使用済み紙おむつリサイクル推進事業のための普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1/2<br>(1自治体あたり5,000,000円を上限とする)   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 【地域環境力活性化事業】リユース容器の活用促進事業   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | リユース容器の活用を推進する取組を実施するために必要な経費  |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 次のいずれかの取組を実施すること。ただし、補助対象は新規事業及び既存事業の拡充に限る。</p> <p>(ア) 事業者等が、地域で開催するイベントにおいて、リユース可能な容器及びカトラリーの購入又は借用を行った際に、その購入又は借用費用を補助すること。</p> <p>(イ) 事業者等が、宅配・テイクアウト等で使用する使い捨て容器やカトラリーを、リユース可能な容器及びカトラリーへ切り替えた際、その購入費用を補助すること。</p> <p>(ウ) 区市町村が、事業者等に対し、無償でのリユース可能な容器やカトラリーの貸し出し、回収、洗浄及び消毒事業を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、リユース可能な容器及びカトラリーの使用に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2  |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 【地域環境力活性化事業】事業系一般廃棄物対策支援事業  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 事業系一般廃棄物の排出削減に資する取組を実施するために必要な経費   |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 排出者である地域の事業者等と連携した事業系一般廃棄物の排出削減に資する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。<br/>ただし、補助対象は新規事業及び既存事業の拡充に限る。</p> <p>(ア) 事業系一般廃棄物の排出削減に向けた調査、事業の実施、費用対効果の検証その他必要な取組を実施すること。</p> <p>(イ) ア(ア)の取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、事業系一般廃棄物の排出削減を進めるための計画を策定すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、事業系一般廃棄物の排出削減に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2  |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>地域の健全なりサイクルシステム維持支援事業</b>   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 地域における資源物の集団回収を維持する取組を実施するために必要な経費   |
| 補助要件 | <p>(以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 古紙等の資源物（以下「資源物」という。）の再資源化促進に向けた取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 地域のリサイクルシステムを維持できない事態が発生した場合において、集団回収を維持するための取組（区市町村及び資源物の業界団体等と連携して既に集団回収を行っている地域団体が、資源物の回収業者等に資源物を引き渡す際に逆有償（手数料の支払いが発生）になった場合、区市町村が引取手数料の補填を行う取組）を実施すること。</p> <p>(イ) 資源物の回収業者に対し、区市町村が財政支援（令和2年度以降に行う、新規支援又は既存支援の拡充に限る。）を実施すること。</p> <p>(ウ) 島しょ町村が資源物を島外搬出により本土のリサイクル事業者に引き渡し、資源物の再資源化の取組（令和4年度以降に、新規事業又は再資源化率の向上に資する取組を実施する場合に限る。）を実施すること。</p> <p>(エ) 事業者で組織される団体、町会、自治会、近隣区市町村、その他民間団体等との連携より、地域における古紙の持ち去り行為の根絶に向けた調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>イ ア(ア)の取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえ、地域における資源物の再資源化促進に向けた計画を策定すること。</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、地域における資源物の再資源化促進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>  |
| 補助率等 | <p>事業の実施に必要な経費の1／2<br/>(1自治体あたり5,000,000円を上限とする)</p> <p>※集団回収事業を維持する取組のうち資源物の回収業者に対し区市町村が行う財政支援については、新規支援又は既存支援の拡充分に係る経費に限る。(ただし、令和2年度に新規支援又は既存支援の拡充を実施した場合は、令和3年度以降について補助対象とする。)</p> <p>※集団回収事業を維持する取組のうち島しょ町村による資源物の再資源化の取組については、再資源化に伴い島しょ町村が負担する輸送コスト（海上輸送、本土での陸上輸送）が古紙等の資源物の買取料金を上回る場合の差額に限る。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>資源循環対策における再資源化・適正処理の推進事業</b>  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 資源循環対策における再資源化・適正処理の推進のための取組（水銀含有廃棄物や地域における在宅医療廃棄物の適正処理を推進する取組、小型電子機器等のリサイクルを推進する取組、小型充電式電池の適正処理を推進する取組、超高齢化社会の到来を見据えた新たな資源循環施策の推進事業に係る取組など）を実施するために必要な経費   |
| 補助要件 | <p>（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする。ただし、新規事業及び既存事業の拡充に限る。）</p> <p>ア 資源循環対策における再資源化・適正処理の推進のための必要な取組（具体的には、下記(ア)～(ガ)の取組など）を行うこと。</p> <p>(ア) 水銀含有廃棄物の適正処理を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水銀含有廃棄物の適正処理に係る設備の選定、調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</li> <li>② ①の取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、水銀含有廃棄物の適正処理を実施するための計画を策定すること。</li> <li>③ ①の取組の実施において、回収し、又は収集・運搬した水銀含有廃棄物については適正処理を行うこと。このうち、水銀含有廃棄物から回収した水銀については、埋立処分によらず、安全かつ安定的な処分をすること。</li> <li>④ 必要に応じて、水銀含有廃棄物の適正処理に資する設備・機器の設置等を行うこと。</li> </ul> |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>(イ) 小型電子機器等のリサイクルを推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小型電子機器等のリサイクルの分別回収に係る設備の選定、調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</li> <li>② ①の事業の実施において、回収し、又は収集・運搬した小型電子機器については、認定事業者（小型家電リサイクル法第10条第3項の認定を受けた者をいう。）に引き渡すこと。</li> <li>③ ①の取組の結果を踏まえて、レアメタルその他有用な金属の再資源化（小型家電リサイクル法第2条第3項に規定する再資源化をいう。）を前提とした小型電子機器等のリサイクルを実施するための計画を策定すること。なお、レアメタルその他有用金属の効果的な循環利用を推進するため、あらかじめ都と調整の上、回収品目、回収鉱種等の条件を計画中に設定すること。</li> <li>④ 必要に応じて、小型電子機器等のリサイクルに資する設備・機器の設置等を行うこと。</li> </ul> <p>(ウ) 地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進のために、医療機関、薬剤師会その他民間団体等との連携により、在宅医療廃棄物の適正処理に係る調査、事業の実施その他の必要な取組を実施すること。</li> <li>② ①の取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進のための計画を策定すること。</li> </ul> |
| 補助要件 | <p>(イ) 超高齢化社会の到来を見据えた新たな資源循環施策を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 超高齢化社会の到来を見据え、ごみの分別・排出や違法な遺品整理等の課題の検討に必要な調査、事業の実施、費用対効果の検証その他必要な取組を実施すること。</li> <li>② ①の取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、超高齢化社会の到来により見込まれる課題解決に必要な取組を実施するための計画を策定すること。</li> </ul> <p>(オ) 小型充電式電池の再資源化・適正処理を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小型充電式電池の再資源化・適正処理推進に係る調査、事業の実施、費用対効果の検証その他必要な取組を実施すること。</li> <li>② ①の事業の実施において、回収し、又は収集・運搬した小型充電式電池については、一般社団法人J B R C又は再資源化を行っている廃棄物処理業者等に引き渡すこと。</li> </ul> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、資源循環対策における再資源化・適正処理の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p>  |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2  |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>地域と連携した街の清掃美化推進事業</b>   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 区市町村と町内会やNPOなどが連携して行う地域の清掃美化活動を実施するため<br>に必要な経費  |
| 補助要件 | <p>(以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 町内会やNPO等の地域清掃活動団体等と連携し、ごみの散乱防止、地域の清<br/>掃活動等の街の清掃・美化の推進に資する、次のいずれかの取組を実施するこ<br/>と。</p> <p>(ア) 地域住民を対象とした人材育成講習会等の実施<br/>(イ) 回収ごみ量・組成分析データの蓄積・分析<br/>(ウ) 複数の主体と協働した取組の実施<br/>(エ) その他、街の清掃・美化の向上に資する必要な取組の実施</p> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、地域と連携した街の<br/>清掃・美化に関する計画を策定すること。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>エ 街の清掃・美化について住民等への普及啓発及び事業の広域化に向けた取組<br/>を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2  |

## 拡充

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>フロン排出削減に向けた機器の適正管理等支援事業</b>   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 家庭用エアコン及び業務用冷凍空調機器等からのフロン放出を防止する普及啓発、区市町村によるフロン回収、適正処理及び区市町村施設のノンフロン化に必要な経費   |
| 補助要件 | <p>(次のアまたはイの取組と同時に、ウの取組を実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 家庭用エアコン及び業務用冷凍空調機器等からのフロン排出削減及び適正処理を目的とした下記取組を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) フロン排出削減のための普及啓発を行う取組</li> <li>(イ) 不適正な取り扱いを行う不用品回収業者等への指導などを実施する取組</li> <li>(ウ) 区市町村が空き家、空き店舗、廃工場等に残置された家庭用エアコン及び業務用冷凍空調機器等について、取り外しの際に不適正なフロンの排出を防止するための取組</li> <li>(エ) 自治会や商店会が実施する不要となったフロン機器の共同回収や使用中機器の点検方法の講習会等、フロン排出削減に向けた適正管理・処理を行う取組（再商品化等（家電リサイクル）料金等法令に基づく費用を除く）</li> </ul> <p>イ 区市町村が環境基本法に基づく環境基本計画、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画等に基づき省エネ型ノンフロン機器を導入すること。</p> <p>ウ アまたはイの取組の内容を周知するとともに、フロンの排出削減及び適正処理についての普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 普及啓発の取組や区市町村による残置された家庭用エアコンのフロン回収・適正処理などの事業の実施に必要な経費の1/2  |

## 拡充

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 【地域環境力活性化事業】暑さ対策推進事業  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 打ち水の普及や暑熱対応設備の設置にかかる費用など、暑さ対策に係る普及促進事業の実施に必要な経費  |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 暑さ対策を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア)打ち水等の暑さ対策の定着に向けた取組を実施すること。<br/>(イ)区市町村又は地域に密着した団体が、移動式の微細ミストや日除(よ)け等の機器等をレンタル又は購入し、暑さ対策のために地域での活動等において活用すること。<br/>(ウ)人が自由に入り出しきる施設若しくは空間において、暑熱対応設備を設置すること。ただし、区市町村道（道路（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市町村道をいい、特別区道を含む。）に整備する環境性能舗装を除く。<br/>(I)家庭や事業者向けに暑熱対応設備に対する補助を行うこと。なお、対象設備は、微細ミスト、日よけ、環境性能舗装（遮熱性能又は保水性能）、並びに戸建て住宅及び集合住宅への遮熱性塗装とする。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の報告を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、暑さ対策推進に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2<br>(ア(イ)に規定する暑熱対応設備の設置については、1件あたり5,000千円を上限額とする。)  |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>地域気候変動適応計画の策定促進事業</b>   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>           03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>           クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>           03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 区市町村が実施する地域気候変動適応計画策定費用等   |
| 補助要件 | <p>(次のア及びイを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画を策定すること。</p> <p>イ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の地域の実情を踏まえた気候変動適応策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 区市町村が実施する地域気候変動適応計画策定に係る経費（委託料等）などの事業の実施に必要な経費の1/2   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>ゼロエミッション東京の実現に向けた計画策定促進事業</b>   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 区市町村が実施するゼロエミッション東京の実現に向けた、計画、戦略等（個別計画・プログラムを含む。）の策定経費  |
| 補助要件 | <p>（以下のア及びイを実施する場合に補助対象とする）</p> <p>ア 「2050 年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」を目標に掲げ、目標を達成するための計画、戦略等（個別計画・プログラムを含む。）を策定すること。</p> <p>イ アの取組の内容を周知するとともに、ゼロエミッション東京の実現に必要な普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 区市町村が実施すゼロエミッション東京の実現に向けた、計画、戦略等（個別計画・プログラムを含む。）の策定に係る経費（委託料等）などの事業の実施に必要な経費の1／2  |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 東京都森林病害虫等防除事業                             |
| 補助期間 | 各年度ごと実施                                   |
| 問合せ先 | 東京都 環境局 自然環境部 緑環境課 森林保全担当<br>03-5388-3555 |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 森林病害虫等防除のための事業経費  |
| 補助要件 | <p>森林病害虫等防除の補助事業を実施する市町村</p> <p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松くい虫：薬剤散布、樹幹注入、伐倒駆除ほか</li> <li>・カシノナガキイムシ：樹幹注入</li> <li>・エダシャク類：薬剤散布</li> <li>・チャドクガ：薬剤散布</li> </ul> |
| 補助率等 | <p>防除事業に係る経費の1／2以内</p> <p>主な対象経費</p> <p>薬剤費、薬剤散布費、薬剤注入費、伐倒費ほか</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>生物多様性保全のための計画策定又は生物基礎情報調査事業</b>   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 地域の自然環境や保全活動等の状況に応じた生物多様性保全のための計画の策定費用又は計画策定後の動植物等調査費用など  |
| 補助要件 | <p>(以下のアまたはイの取組を実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 生物多様性の保全のための計画であって、次のいずれかに該当するものを策定する取組を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条第1項に規定する生物多様性地域戦略（以下「生物多様性地域戦略」という。）</li> <li>② 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）第4条第1項に規定する地域連携保全活動計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）</li> <li>③ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）第23条第2項に規定する防除実施計画（以下「防除実施計画」という。）</li> </ul> <p>(イ) 地域連携保全活動計画又は防除実施計画を策定する取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。</p> <p>(ウ) (ア)の取組の内容を周知するとともに、各区市町村の生物多様性の保全に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助要件 | <p>イ 次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 生物多様性地域戦略又は目的、区域、期間、地域の生物情報の収集整理とその活用等の定めがある計画等であって知事が適当と認めるものに基づき、次の①～③のいずれかの地域の生物多様性保全のために必要な基礎情報調査を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自治体の区域内における生物調査           <ul style="list-style-type: none"> <li>・植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、甲殻類、その他<br/>の分類群から選択して実施</li> </ul> </li> <li>② 特定地点等における継続調査           <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川における生物調査等</li> </ul> </li> <li>③ 植生調査や良好な自然環境の残る地域の調査</li> </ul> <p>(イ) (ア)の取組にて得た調査データを都に提供すること。</p> <p>(ウ) (ア)の調査結果を踏まえて、取組の実施開始から3年度以内に生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。</p> <p>(エ) (ア)の取組の結果を周知するとともに、生物多様性の保全に向けた普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 【地域環境力活性化事業】外来種の積極的防除事業   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 区市町村が地域住民等の協力を得ながら実施する外来種対策の取組又は人的被害を及ぼす危険な特定外来生物の防除対策に必要な経費  |
| 補助要件 | <p>(以下のア～オ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 下記(ア)(イ)のいずれかに該当する取組を実施すること。</p> <p>(ア) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）第23条第2項に規定する防除実施計画（以下「防除実施計画」という。）若しくは地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律平成22年法律第72号）第4条第1項に規定する地域連携保全活動計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）又は目的、区域、期間、取組内容等の定めがある防除計画であって知事が適当と認めるもの（以下「知事が適当と認める防除計画」という。）に基づき、地域住民と連携して、各区市町村の区域内における外来種の捕獲、採取、殺処分その他の防除の取組を実施すること。</p> <p>(イ) 人の生命及び身体に被害を及ぼすものとして都が掲げる種名等（亞種又は変種を含む。）(※)に属する特定外来生物について、目的、区域、期間、対象種の早急な根絶に向けた取組内容等の定めがある防除計画を策定すること。防除計画に基づき、捕獲、採取、殺処分その他防除の取組を実施すること。</p> <p>(※)危険な特定外来生物は、キヨクトウサソリ科の全種、Atrax属の全種（ジョウゴグモ科の1属）、Hadronyche属の全種（ジョウゴグモ科の1属）、L. reclusa（イトグモ科の1種）、L. laeta（イトグモ科の1種）、L. gaucho（イトグモ科の1種）、ゴケグモ属の全種（ハイイロゴケグモ及びセアカゴケグモを含む）、ヒアリ、アカカミアリ、コカミアリ、ツマアカズメバチの種に属する生物とする。</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>イ 知事が適當と認める防除計画に基づき、ア(ア)の取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえて、取組の実施開始から3年度以内に生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。</p> <p>ウ 知事が適當と認める防除計画に基づき、ア(イ)の取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえ、区域における対象種の根絶を前提とした補助事業完了後の防除方針を作成すること。ただし、補助事業が完了するときまでに対象種の根絶が確認されている場合を除く。</p> <p>エ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>オ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。またアの取組の内容を周知するとともに、外来種の防除を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2  |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 【地域環境力活性化事業】<br>地域協議会と連携した自然公園の魅力向上事業   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p>   |
| 補助対象 | 地域の関係者で組織された地域協議会等を通じて、関係者と協働し自然公園の魅力向上を図る取組を実施するために必要な経費   |
| 補助要件 | <p>(以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア　市町村が主体となって地域の関係者を構成員とする地域協議会等を新たに組織する、又は既に組織された当該市町村が構成員に含まれる地域協議会等と連携すること。</p> <p>※ 地域協議会とは、地域の課題解決・魅力向上等を目的として地域の関係者で組織されたものであって、設置にあたり規約や要綱等を定めているものをいう</p> <p>イ　自然公園が抱える課題のうち、次に掲げる課題の解決に資する取組について、アの協議会で企画・検討し、合意を得た事業を実施すること。</p> <p>(ア) 自然公園の魅力や認知度の向上<br/>(イ) 外国人や障害者など多様な自然公園利用者の受入環境整備<br/>(ウ) 自然公園施設・設備等の設置・改修等</p> <p>ウ　イの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>エ　イの取組の内容を周知するとともに、自然公園の魅力向上に向けた普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】</b><br>樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 地域連携保全活動計画等に基づき実施する、地域における多様な主体と連携して行う自然地や水辺などの動植物の生息・生育場所や希少種などの種の保全のために必要な経費   |
| 補助要件 | <p>(以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条第1項に規定する生物多様性地域戦略、地域における多様な主体と連携して行う各区市町村の区域内における生物多様性保全のための取組（※）であって、次に掲げるいずれかに該当するものを実施すること。</p> <p>(ア) 里山、樹林地（防風林、屋敷林、動植物の生息・生育環境として自然環境上保全すべきものを含む）などの自然地の生態系を保全する取組</p> <p>(イ) 湧水、水路などの水辺の生態系を保全する取組</p> <p>(ウ) 希少種を保護する取組</p> <p>イ アの取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業の完了までに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> <p>(※) 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）第4条第1項に規定する地域連携保全活動計画又は目的、区域、期間、地域における多様な主体と連携して行う保全活動内容等の定めがある計画であって知事が適当と認めるものに基づいて実施するもの</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2  |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>花と緑で潤う緑化推進事業</b>  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>           03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>           クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>           03-5990-5069</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | 個人又は民間団体と連携した植栽、花壇（壁面緑化を含む。）の設置費用、ボランティア講習会の実施費用など  |
| 補助要件 | <p>（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）</p> <p>ア 個人又は民間団体等との連携により、都内に植栽、花壇等（壁面緑化を含む。）の設置を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを作成すること。</p> <p>(ア) 都民等の目に触れる場所又は都民等が立ち入ることができる場所（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園その他これに類する公園を除く。）への植栽、花壇等の設置であること。</p> <p>(イ) 植栽は、草花（地被植物のみの場合を除く。）又は樹木により行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、花と樹木による緑化の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2<br>(植栽、花壇等の設置に要する経費について、1カ所当たり20,000,000円を上限とする。)   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>江戸のみどり復活事業<br/>(生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業)</b>   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 地域の自然環境や生物多様性保全・回復に資する在来植物の整備に必要な費用  |
| 補助要件 | <p>(以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア　区市町村が所有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において、生物多様性の保全・回復に寄与する在来種（都内に本来自然分布している種をいう。以下同じ。）の植栽を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。</p> <p>(ア)　植栽を行う所有地等の周辺で、動植物の生息・生育についての調査（現地調査、資料調査、専門家へのヒアリング等をいう。）を行うこと。</p> <p>(イ)　(ア)の結果を踏まえて、動植物の生息・生育空間の拡大に資する植栽の計画・設計を行うこと。複数本の樹木、草等を植栽する計画・設計とし、植栽する樹木、草等の全てについて在来種を使用すること。</p> <p>(ウ)　植栽を行うに当たっては、高木種、中木種、低木種及び草本類を組み合わせ、多階層な植栽となるよう努めること。</p> <p>(エ)　立案した計画・設計を基に、植栽施工を行うこと。施工後は、生物多様性保全・回復のために在来種を活用した取組を実施した旨を解説する表示を現地に設置すること。</p> <p>イ　アの取組の結果を踏まえて、区市町村内におけるエコロジカル・ネットワークの形成に向けた基本方針を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに環境や緑に関する基本的な計画等にて同様の方針を策定している場合を除く。</p> <p>ウ　アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>エ　アの取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2  |

|      |  |
|------|--|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>生物多様性に配慮した緑地の利活用推進事業</b>   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)   |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>           03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>           クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>           03-5990-5069</p>  |
| 補助対象 | 閉鎖された緑地を整備し都民へ開放する取組に加え、生物多様性に配慮した公園・緑地におけるみどりの質を向上させる取組に必要な経費など   |
| 補助要件 | <p>(以下のア～カ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 区市町村が所有又は管理する土地のうち、①既に一般開放している公園・緑地においては次の(ア)、②一般の立ち入りを常時禁止している緑地（以下「閉鎖緑地等」という。）においては次の(イ)に掲げる要件を満たすものを実施すること。</p> <p>(ア)（公園・緑地）生物多様性に配慮した整備・管理の取組を行うこと。（日常的な管理のみの取組は対象外とする。）</p> <p>(イ)（閉鎖緑地等）都民が緑地を利用できるよう、閉鎖緑地等を囲うフェンスの撤去、園路や案内板の設置、安全対策上の枝切りなど、必要な整備を行うこと。なお、整備を行ったエリアについて、全部又は部分的に開放すること。</p> <p>イ アの取組の実施に当たっては、必要に応じて、生きものの生息・生育に関する調査を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の実施に当たっては、各自治体が定める生物多様性地域戦略、緑の基本計画、環境基本計画、公園整備方針等において、公園・緑地の生物多様性保全上の位置付け・考え方を示すこと。</p> <p>エ アの取組の結果を踏まえ、生物多様性保全の取組が継続するよう、後年度の生物多様性に配慮した維持管理の計画を示すこと。</p> <p>オ アの取組の成果を示すこと。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 補助要件 | 力 アの取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。普及啓発を行うに当たっては、アの緑地を活用し、現地及びホームページ、パンフレット等において、生物多様性に関する情報を広く伝えていくことで、自然環境や生物多様性に関する基礎知識のない者でも、生物多様性の意識の向上につながるよう努めること。 |
| 補助率等 | <p>事業の実施に必要な経費の1／2</p> <p>※生物多様性に配慮した整備・管理の対象については、「生物多様性に配慮した緑地の利活用推進事業」補助金申請チェックリストにより確認すること。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 補助金名 | 東京都アスベスト資格取得促進事業                       |
| 補助期間 | 各年度ごと実施                                |
| 問合せ先 | 東京都環境局環境改善部大気保全課大気調整担当<br>03-5388-3492 |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | <p>補助対象経費は、次に掲げる講習の受講料とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習</li> <li>・建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第7条に規定する建築物石綿含有建材調査者講習</li> </ul> |
| 補助要件 | <p>次に掲げる要件をすべて満たす場合に、補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内の区市（八王子市を除く。）であること。</li> <li>・令和5年度中に補助対象講習を受講していること。</li> <li>・修了試験に合格していること。</li> </ul>  |
| 補助率等 | 補助率：10／10   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 【地域環境力活性化事業】<br>アスベスト飛散防止対策適正化事業  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 建築物等の解体、改修工事の発注者に対し、大気汚染防止法に基づく事前調査の経費を補助するにあたって必要な経費  |
| 補助要件 | <p>(次のア～ウを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 建築物等の解体、改修工事の発注者に対し、大気汚染防止法に基づく事前調査の経費を補助する取組を実施すること。</p> <p>イ 工事発注者、元請事業者等の工事関係者に対し、大気汚染防止法に基づく事前調査の実施について、普及啓発する取組を実施すること。</p> <p>ウ アの取組内容を都内自治体に周知するとともに、アスベストの飛散防止に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2<br>(1自治体あたり4,000,000円を上限とする)   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>災害時におけるアスベスト飛散防止対策の推進事業</b>   |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>           03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>           クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>           03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 災害時に現場で使用するアスベスト関連資機材（マスク、防護服、アスベスト飛散防止剤 等）の購入等に必要な経費  |
| 補助要件 | <p>（次のア～エを実施する場合に補助対象とする）</p> <p>ア 災害時の体制の整備に係る取組について、次の(ア)から(ウ)までの取組のうちいずれか1つの取組（当該自治体において新規・拡充の取組に限る。）を実施すること。</p> <p>(ア) 災害時にアスベスト対策に従事するアスベスト対策班を設置し、マニュアル等に明記すること。</p> <p>(イ) 災害時に円滑にアスベスト対策について住民に広報ができる体制を整備し、マニュアル等に明記すること。（ホームページ等による情報発信やボランティアセンターとの連携）</p> <p>(ウ) 災害時に区市町村所有施設のアスベストの露出状況把握、応急措置が迅速に行われるよう厅内関係部署との連携体制を整え、マニュアル等に明記すること。</p> <p>イ 平常時における対策に係る取組について、次の(ア)から(ウ)までの取組のうちいずれか1つの取組（当該自治体において新規・拡充の取組に限る。）を実施すること。</p> <p>(ア) 災害時に迅速にアスベストのモニタリングポイントを選定できるように、平常時に避難所、災害廃棄物仮置場等の情報を整理しておくこと。</p> <p>(イ) 都が主催する災害時アスベスト対策訓練に参加し、参加することを区市マニュアル等に明文化すること。</p> <p>(ウ) アスベスト台帳を整備すること。</p> <p>ウ 区市町村職員が災害時に現場で使用するアスベスト関連資機材（マスク、防護服、アスベスト飛散防止剤、薬剤噴霧器、ブルーシート（飛散防止用）、ポール（立入制限用） 等を購入・整備すること。</p> <p>エ ア及びイの取組の内容を周知するとともに、アスベストの飛散防止に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2<br>(1自治体あたり2,000,000円を上限とする)   |

## 拡充

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 【地域環境力活性化事業】<br>低VOC塗装等の普及促進事業  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>           03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>           クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>           03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | PM2.5及び光化学オキシダントの原因物質であるVOCの削減に向けて、区市町村が実施する橋梁・歩道橋等の塗装における水性塗料化の推進又のために必要な経費   |
| 補助要件 | <p>(次のア及びイを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 化学物質等によるリスクの低減及び大気環境等の更なる向上のためのVOC 対策の推進の取組であって、区市町村が実施する橋梁（道路橋、歩道橋、人道橋等）、公園及び公共施設等の鉄鋼部分を含む塗装工事について、次のいずれかの取組を実施すること。</p> <p>(ア) 鉛等有害物質の含有確認分析を実施すること。分析の結果、有害物質が含有していた場合は、(イ)の取組を行うこと。<br/>           (イ) 剥離剤の使用等拡散防止措置を実施した上で、剥離等作業を実施すること。<br/>           (ウ) 鉄鋼素材を含む塗装箇所について、水性塗料による塗装工事を実施すること。<br/>           塗替えの場合は、(ア)の取組を実施すること（ただし、有害物質の含有が既知である場合は、確認分析を省略することができる。）。</p> <p>イ アの取組の内容を周知するとともに、VOC対策の推進のための普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2  |

## 拡充

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 【地域環境力活性化事業】<br>地域における環境相談の対応力向上事業  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p>   |
| 補助対象 | <p>環境改善分野（騒音・振動、悪臭、アスベスト、化学物質・土壤汚染の調査・対策）について、個別の専門家の派遣や、企画した個別相談会や研修会に専門家を招聘した際に生じる専門家への報償費（※）等</p> <p>（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の騒音や悪臭に悩まされ、規制基準以下で規制が及ばない、調停に応じないなどの事案に対し、民民の解決に向けて専門家を派遣</li> <li>・地域の不動産事業者等に対し、専門家を活用した土壤汚染対策に関する知識を付与するための研修会を開催</li> </ul>  |
| 補助要件 | <p>(次のア及びイ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア　区市町村が抱える生活環境に関わる問題に対し、専門家や外部機関の活用により事案の解決に資する取組（相談窓口・講習会実施を含む）であって、次の要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア)　個別に専門家や外部機関を派遣し、困難事案の解決を図ること。<br/>(イ)　区市町村が実施する環境イベント等の際に、専門家や外部機関を配置した個別相談窓口を設置し、市民や事業者からの個別相談に応じるとともに、普及啓発を実施すること。<br/>(ウ)　専門家や外部機関でなければ実施が難しい個別事案の実態把握に必要な調査等を実施すること。</p> <p>イ　アの取組の内容を周知するとともに、事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 事業の実施に必要な経費の1／2   |

|      |  |
|------|--|
| 補助金名 | 東京都浄化槽設置事業補助金  |
| 補助期間 | 各年度ごと実施  |
| 問合せ先 | 東京都 環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課<br>生活排水対策担当<br>03-5388-3583 |

|      |   |
|------|---|
| 補助対象 | <p>浄化槽設置事業</p> <p>(1) 小型浄化槽設置事業（個人設置型）<br/> (2) 公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）<br/> (3) 既設単独処理浄化槽撤去費<br/> (4) 既設くみ取り槽撤去費<br/> (5) 単独転換又はくみ取り転換に伴う宅内配管費</p>  |
| 補助要件 | <p>(1) 小型浄化槽設置事業（個人設置型）への補助<br/> ① 市町村が、浄化槽を設置する個人に対し補助を実施<br/> ② 主に住居 ③ 50人槽以下</p> <p>(2) 公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）への補助<br/> ① 市町村が主体となって浄化槽設置を実施<br/> ② 主に住居 ③ 100人槽以下</p> <p>(3) 既設単独処理浄化槽撤去費<br/> (1)(2)に伴い既設単独処理浄化槽の撤去費を補助する場合</p> <p>(4) 既設くみ取り槽撤去費<br/> (1)(2)に伴い既設くみ取り槽の撤去費を補助する場合</p> <p>(5) 単独転換又はくみ取り転換に伴う宅内配管費<br/> (1)(2)の単独転換に伴い宅内配管費を補助する場合</p> |
| 補助率等 | <p>(1) 小型浄化槽設置事業（個人設置型）への補助<br/> 基準額から国庫補助分を差し引いた額の1/2</p> <p>(2) 公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）への補助<br/> 起債額から交付税措置分を除いた額の1/2</p> <p>(3) 既設単独処理浄化槽撤去費<br/> 基準額（12万円）から国庫補助分を差し引いた額の1/2</p> <p>(4) 既設くみ取り槽撤去費<br/> 基準額（9万円）から国庫補助分を差し引いた額の1/2</p> <p>(5) 単独転換又はくみ取り転換に伴う宅内配管費<br/> 基準額（30万円）から国庫補助分を差し引いた額の1/2</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 補助金名 | 廃棄物減量等推進費都補助金  |
| 補助期間 | 各年度ごと実施（新規事業の初年度1年間）                                 |
| 問合せ先 | 東京都 環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課<br>区市町村支援担当<br>03-5388-3581 |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 新規事業を実施するために必要となる初期経費で、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及賃借料、備品購入費  |
| 補助要件 | 島しょ町村が新たに実施する事業のうち、次に掲げるものとする。<br>(1) 廃棄物減量推進事業<br>ごみの有料化事業<br>容器包装リサイクル法に定める分別収集促進事業<br>堆肥化などの生ごみ資源化促進事業<br>排出指導推進事業<br>(2) 廃棄物適正処理推進事業<br>家庭系パソコンなどの不法投棄対策事業<br>有害ごみなど適正処理事業 |
| 補助率等 | 基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に、二分の一を乗じた額を基本額とする。基本額と対象経費中の備品購入費、一般需用費及びそれに準ずる経費の総額を比較し、少ない方の額を補助額とする。  |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 廃棄物処理施設整備費都補助金  |
| 補助期間 | 各年度ごと実施   |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般についての問合せ】</p> <p>東京都 環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課<br/>施設審査担当<br/>03-5388-3582</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 市町村等が行う、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に適合する廃棄物処理施設の整備事業   |
| 補助要件 | <p>廃棄物処理施設都補助金交付要綱に定める施設の整備について、補助金を交付する。</p> <p>廃棄物処理施設都補助金交付要綱 別表1より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ごみ処理施設</li> <li>イ エコセメント施設</li> <li>ウ 廃棄物再生利用施設</li> <li>エ 埋立処分地施設</li> <li>オ 汚泥再生処理センター</li> <li>カ コミュニティー・プラント（地域し尿処理施設）</li> </ul> <p>ただし、ア、ウ、オ、カについては島しょ地域で整備される事業に限る。</p> |
| 補助率等 | 補助対象事業費の額と、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額（以下「都補助基本額」という）から国庫支出金および地方財源措置（都補助基本額から国庫支出金を差引いた額に地方債の充当率を乗じて得た額とする。）を差し引いた額（市町村負担額）に1／2を乗じて得た額以内  |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | <b>【地域環境力活性化事業】<br/>災害廃棄物処理計画の策定促進事業</b>  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>           東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>           03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>           クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>           03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 地域の実情を踏まえた災害廃棄物処理計画又はその他の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための具体的な計画（以下「災害廃棄物処理計画等」という。）の策定費用など   |
| 補助要件 | <p>（以下のア及びイの取組を実施する場合に補助対象とする）</p> <p>ア 環境省が策定した災害廃棄物対策指針に基づき、地域の実情を踏まえ、災害廃棄物処理計画又は災害廃棄物処理計画等を策定する取組を実施すること。</p> <p>イ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の地域の実情を踏まえた災害廃棄物処理計画等策定に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 計画策定のための委託費用などの事業の実施に必要な経費の1／2   |

|      |   |
|------|---|
| 補助金名 | 【地域環境力活性化事業】環境学習推進事業  |
| 補助期間 | 令和5年度まで<br>(上記期間内で事業期間を設定)  |
| 問合せ先 | <p>【補助制度全般・事前協議等についての問合せ】<br/>東京都 環境局 総務部 環境政策課 区市町村連携担当<br/>03-5000-7027</p> <p>【補助金交付申請手続・実績報告等についての問合せ】<br/>クール・ネット東京 温暖化対策推進課 区市町村連携支援担当<br/>03-5990-5069</p> |

|      |  |
|------|--|
| 補助対象 | 環境リーダーによる地域のフィールドを生かした環境学習に必要な経費と環境学習事業のデジタル化に必要な経費  |
| 補助要件 | <p>(以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)</p> <p>ア 持続可能な社会を構築するための環境学習を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する取組を実施すること。</p> <p>(ア) 環境リーダーによる地域のフィールドを生かした環境学習であって、次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域に根差した環境リーダーを区市町村が認定すること。</li> <li>② 区市町村が認定した環境リーダーが、地域のフィールドを生かし、地域の団体等と連携した、環境学習活動及び人材育成を行うこと。</li> </ul> <p>(イ) 環境学習のデジタル化を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、環境リーダーの取組の周知を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> |
| 補助率等 | 区市町村が認定した環境リーダーが、地域のフィールドを生かし、地域の団体等と連携した環境学習活動及び人材育成を実施するための事業経費（委託費用等）や環境学習のデジタル化に必要な経費、当該活動の普及啓発費用等などの事業の実施に必要な経費の1/2   |